

菊川市における女性の活躍状況の公表（令和 8 年 7 月）

菊川市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「菊川市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、菊川市における女性の活躍状況を公表いたします。

＜職業生活における機会の提供に関する実績＞

1 職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.8 %
全職員	72.5 %

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

① 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.6 %
本庁課長相当職	97.4 %
本庁課長補佐相当職	98.6 %
本庁係長相当職	94.4 %

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36 年以上	102.3 %
31～35 年	94.8 %
26～30 年	91.8 %
21～25 年	90.2 %
16～20 年	83.7 %
11～15 年	87.8 %
6～10 年	94.6 %
1～5 年	91.0 %

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員について】

- ・管理職（課長級以上）の職員に占める女性の割合が男性よりも低いこと。
（令和7年4月1日時点 男性：79.4%、女性20.6%）
- ・また、管理職手当における男性の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合は47.3%となっていること。
- ・扶養手当について、主たる扶養者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当における男性の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合は13.5%となっていること。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員について】

任期の定めのない常勤職員以外の職員の内訳は以下のとおりである。

任期の定めのない常勤職員以外の職員の内訳

任期付職員	男性： 6.4%	女性： 0%
再任用職員	男性： 8.5%	女性： 0%
会計年度任用職員	男性： 85.1%	女性： 100%

- ・会計年度任用職員のうち、「フルタイム」及び「パートタイム（月給）」職員については、任用を更新し、再度任用する職員の割合が女性の方が多く、継続して任用された職員は昇給に伴い給料月額が高く、「給料月額」及び給料月額を基礎額とし算出される「期末手当・勤勉手当」についても男性の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合が高くなっていること。

会計年度任用職員の雇用区分別支給額割合（男性を100%とした場合）

フルタイム	給料月額： 118.7%	期末手当・勤勉手当： 141.2%
パートタイム（月給）	給料月額： 103.8%	期末手当・勤勉手当： 116.1%
パートタイム（時給等）	給料月額： 110.3%	期末手当・勤勉手当： 102.1%

【全職員について】

- ・1人当たりの支給対象額が多い「任期の定めのない常勤職員」について、全男性に占める当該職員の割合が85.6%となっている一方で、女性のその割合が49.0%となっていること。

全職員の内訳

任期の定めのない常勤職員	男性： 85.6%	女性： 49.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	男性： 14.4%	女性： 51.0%

【全体】

- ・職員の給与は、条例及び規則等に基づき決定しているため、制度上は職員の給与の男女の差異は生じないが、諸手当の受給状況及び男女の職員の構成比等により、職員の給与の男女の差異が生じている。
- ・一時的な任用又は勤務日数が少なくかつ不定期勤務職員を除いている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

2 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	28.8 %

【説明欄】

- ・算出根拠：本庁課長相当職以上である職員 80 名（内訳 女性：23 名、男性：57 名）
直近3年の状況
 - ・令和5年度：32.1%（女性：27 人、男性：57 人）
 - ・令和6年度：31.6%（女性：25 人、男性：54 人）
 - ・令和7年度：31.3%（女性：26 人、男性：57 人）

3 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	26.3%（ 5/19）
本庁課長相当職	29.5%（ 18/61）
本庁課長補佐相当職	14.0%（ 7/50）
本庁係長相当職（主任主査級除く）	42.0%（66/157）

【説明欄】

各役職段階にある職員に占める女性職員の伸び率（令和5年度－令和8年度）

役職段階	伸び率
本庁部局長・次長相当職	15.2% ^{※1} (11.1%→26.3%)
本庁課長相当職	-8.4% ^{※1} (37.9%→29.5%)
本庁課長補佐相当職	1.9% ^{※1} (12.1%→14.0%)
本庁係長相当職 (主任主査級除く)	6.2% ^{※1} (35.8%→42.0%)

「本庁部局長・次長相当職」、「本庁課長補佐相当職」及び「本庁係長相当職」は増加傾向ではあるものの「本庁課長相当職」は減少傾向である。現在過渡期であり、今後「本庁課長補佐相当職」及び「本庁係長相当職」における女性職員の割合が増加することで、将来的に「本庁課長相当職」が増加することが見込まれる。

4 採用した職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日時点）

区分	令和８年度
事務職	43.8％（女性：７人、男性９人）
上級試験	42.9％（女性：６人、男性８人）
上級試験以外	50.0％（女性：１人、男性１人）
医療職	45.8％（女性：11人、男性13人）
上級試験	28.6％（女性：４人、男性10人）
上級試験以外	70.0％（女性：７人、男性３人）
消防職	0％（女性：０人、男性４人）
上級試験	0％（女性：０人、男性１人）
上級試験以外	0％（女性：０人、男性３人）

（取組内容）

令和７年度より通年募集及び受験年齢の引上げを実施。

≪職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績≫

1 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

(1) 男女別の育児休業取得率

① 常勤職員

区分	令和7年度
男性	42.3%（取得者11名、対象者26名）
女性	100%（取得者7名、対象者7名）

② 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—（取得者・対象者ともに無し）
女性	100%（取得者2名、対象者2名）

(2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	72.7%	—	—	—
1月超3月以下	18.2%	—	—	—
3月超6月以下	9.1%	—	—	50.0%
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	71.4%	—	50.0%
12月超24月以下	—	28.6%	—	—
24月超	—	—	—	—

【説明欄】

- ・前年度（令和6年度）育児休業取得率
男性 34.8%（取得者数：8名、対象者数：23名）
女性 100%（取得者数：20名、対象者数：20名）
- ・伸び率（令和6年度-令和7年度） 7.5%（注）（34.8% → 42.3%）
- ・小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記載しているため、合計が100%にならない場合があります。

2 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況（令和7年度）

区分	令和7年度
配偶者出産休暇取得率	61.5%
育児参加のための休暇の取得率	34.6%
合計取得率	73.1%

区分	令和7年度
合わせて5日以上休暇を取得した職員の割合	23.1%
平均取得日数	2.4日

令和7年度に子が生まれた男性職員（対象職員）数 26名（昨年度：23名）

- ① 配偶者出産休暇取得者数・・・・・・・・・・ 16名（昨年度：11名）
- ② 育児参加休暇取得者数・・・・・・・・・・ 9名（昨年度：13名）
- ③ ①又は②のいずれか取得した実職員数・・・ 19名（昨年度：18名）
- ④ 合わせて5日以上休暇を取得した職員数・・・ 6名（昨年度：8名）

3 職員の勤務時間の状況（令和7年度）

(1) 管理的地位にある職員以外の職に占める職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分		令和7年度
管理職以外	その他首長部局等	153.9時間／月
	教育委員会	69.11時間／月
	消防本部	90.81時間／月

【説明欄】

部局別では首長部局がもっとも多く、財政部門（予算調製担当）、総務部門（人事・例規・選挙担当）の順に時間外勤務時間数が多くなっている。なお、令和7年度は参議院議員通常選挙（7月）及び衆議院議員総選挙（2月）が執行されたため、通常より勤務時間数が増加している。

(2) 職員に占める超過勤務の上限を超えた職員の割合

区分		令和 7 年度	
		45 時間／月	360 時間／年
管理職以外	その他首長部局等	4.63%	9.77%
	教育委員会	0.0%	0.0%
	消防本部	0.0%	0.0%